

常勤役員報酬規程

社会福祉法人 寿福社会

常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿福社会の常勤の役員に対する報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 常勤役員の報酬等の額は、別表より理事長が理事会の承認を得て決定する。

(通勤手当)

第3条 常勤役員には、前条に掲げる報酬等の他、通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の支給額は、社会福祉法人寿福社会 給与規程に定めるところによる。

(支給日)

第4条 常勤役員報酬の支給日は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

(準用)

第7条 常勤役員報酬の支給に関し、この規程に定めのない事項については、社会福祉法人寿福社会給与規程を準用する。

附 則

この規定は、平成26年6月1日から施行する。

この規定は、平成27年5月22日から施行する。

この規定は、平成29年6月9日から施行する。

(常勤役員報酬月額表)

(単位：円)

	月額	年額
第1号	100,000	1,500,000
第2号	120,000	1,800,000
第3号	140,000	2,100,000
第4号	160,000	2,400,000
第5号	180,000	2,700,000
第6号	200,000	3,000,000
第7号	220,000	3,300,000
第8号	240,000	3,600,000
第9号	260,000	3,900,000
第10号	280,000	4,200,000
第11号	300,000	4,500,000
第12号	320,000	4,800,000
第13号	340,000	5,100,000
第14号	360,000	5,400,000
第15号	380,000	5,700,000
第16号	400,000	6,000,000
第17号	420,000	6,300,000
第18号	440,000	6,600,000
第19号	460,000	6,900,000
第20号	480,000	7,200,000
第21号	500,000	7,500,000